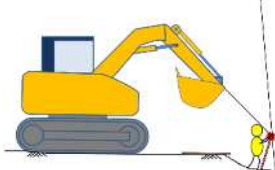



令和4年4月22日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年4月
事業の種類	土木工事業
災害の概要 (注1)	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「重機」)を使用して、重機運転者と別の作業員(被災者)の計2名(呼吸用保護具着用)で鋼板の敷設作業中、地面に下ろした鋼板が意図した位置からずれた。重機運転者は、バケットで敷設位置を修正するために玉掛け用具(以下「つり具」)を当該鋼板と重機から一旦外すよう被災者に口頭で指示したが、これが伝わらず、被災者は鋼板からつり具を外し、すぐさま別の鋼板の敷設にとりかかり、つり具を取り付け始めた。運転者は、重機のバケットの死角に入った被災者の作業状況が見えない状況であったが、重機アームを稼働させるところ、被災者の手指が、つり具と2枚目の鋼板間に挟まれ、指2本を負傷した。</p> 
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>重機のアーム等と接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に労働者が立ち入る作業は、できる限り避け、やむを得ず行う場合は誘導者を配置すること。(可動範囲内に労働者がいるときは、重機の稼働は原則行わないこと。)</p> <p>重機の稼働などリスクの高い動作に当たっては、死角における状況を思い込みで判断せず、死角の状況を把握してから動作を行うなど、高リスク動作に伴う危険を防止すること。</p> <p>特に騒音等により会話のしづらい場合は、あらかじめ分かりやすい合図を定めたり、指示が伝わっているか確認しながら作業する等、共同作業者間の認識違いを防止すること。</p> <p>共同作業において、鋼板の敷設位置の修正等、非正常作業が生じた時は、作業者同士で作業手順を再確認する等、適切にリスク低減策を講じること。</p> <p>【移動式クレーンとして、荷のつり上げ作業を行わせる場合】</p> <p>専用の格納式フックを用い、かつ、クレーン作業モードに切り替えて作業を行わせること。</p> <p>共同作業を行う場合は、一定の合図を定め、合図者を指名して、その者の合図に従って、荷のつり上げ作業を行わせること。</p> <p>移動式クレーンの運転や玉掛け作業を有資格者に行わせること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p>長野県内における車両系建設機械による死亡災害等事例 (令和3年10月以降)</p> <p>事例 R3-1・事例 R3-2・事例 R3-4・事例 R4-1・事例 R4-4・事例 R4-6・事例 R4-7(右 QR コード参照)。</p> 

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成した速報であり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		☑
1	<p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？</p>	
2	<p>車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？</p> <p>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</p>	
3	<p>車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p>	
4	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？</p> <p>また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？</p> <p>（例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p>	
5	<p>運転中の車両系建設機械への接触、つり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への立入りを禁止していますか？</p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p>	
6	<p>車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？</p> <p>（例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）</p>	
7	<p>路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、転倒時保護構造の車両系建設機械とし、シートベルト使用を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）</p>	
8	<p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？</p>	

ご安全に！！



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

 長野労働局 ・ 労働基準監督署

(令和4年3月更新)